

工学部・工学研究科
部局間学術交流協定に基づく派遣交換留学生募集要項
(2025 年度二次募集)

I. 概要

派遣交換留学とは、工学部・工学研究科と部局間学術交流協定を結ぶ海外の機関（以下、「部局間協定校」と記載する。）へ、交換留学生として通常 1 学期～1 年間留学する制度です。留学先大学等では、現地学生とともに科目履修または研究等を行い、単位取得も可能です。留学先大学等で取得した単位の本学における認定については、各学科・専攻において取扱いが異なりますので、必ず事前に所属学科・専攻の教務委員教員、及び、研究室配属されている場合は研究室の指導教員と相談してください。また、授業料については、留学中も本学に納めますが、派遣先大学へ支払う必要はありません（一部の大学を除く）。なお、本募集においては、派遣先国・地域の状況、また、派遣先大学、本学の判断により派遣を中止・中断する場合があります。

1. 留学先大学等

本募集における派遣対象大学は、別紙「2025 年度二次募集対象校」を参照ください。

- ※ 対象校一覧に掲載されている情報は、各大学の事情で更新・変更される可能性があります。各自協定校 HP 上で最新の情報を得てください。
- ※ 協定校によっては、年度により本学からの交換留学生を受け付けない場合や、大学院生や特定の専門分野等が交換留学の対象となっていない場合等があります。その場合は、選考時に他の留学希望大学等の希望順位を繰り上げることがあります。
- ※ 研究メインでの留学を希望する場合、受入研究室への承諾は学生自身で得る必要があります（学内選考合格後に行うこと）。また、研究をメインとした交換留学ができるかどうかについては、事前に工学研究科インターナショナルオフィスにお問い合わせください。
- ※ 対象校一覧に掲載がない工学部・工学研究科の部局間学術交流協定校に留学を希望する場合は、事前に工学研究科インターナショナルオフィスにお問い合わせください。
- ※ 大学間協定校及び国際教育協会（IIE）の Global Engineering Education Exchange 加盟校（GE3 加盟校）への派遣交換留学は、東北大学グローバルラーニングセンター及び留学生課にお問い合わせください。

2. 派遣期間

2025 年度冬・春（通常 1 月～4 月）から 1 学期または 1 年間

- ※ 協定校の学年暦等により留学開始時期及び留学可能期間が異なります。

3. 応募から帰国後までのスケジュール

年	月	日等	項目
2025	6 月	12 日（木）	応募受付開始
	7 月	下旬頃	応募書類提出期限（「Ⅲ. 応募方法」参照）
	8 月	初旬	一次選考：書類審査
		6 日（水）もしくは 7 日（木） 18:00 以降	二次選考：面接
	9 月	中旬	学内選考合格者決定
	9 月	～随時	部局間協定校への申請、選考結果の受領
	10 月	2 日（木）18：00～	第 1 回オリエンテーション

	11 月	11 日（火）18：00～	第 2 回オリエンテーション
	12 月	19 日（金）18：00～	第 3 回オリエンテーション
2026	1 月	～随時	留学開始

Ⅱ. 応募条件

1. 応募資格

応募資格者は、次の全てを満たすものとします。

(1) 工学部・工学研究科の正規学部学生または大学院生で、学業、人物ともに優秀な者

※ 申請時に工学部の所属であっても、留学時に工学研究科以外の大学院に進学する場合は対象となりません。

※ 留学中に課程をまたぐことについては、工学部・工学研究科内の進学についてのみ許可する場合があります。所属学科・専攻に予め確認のうえ応募してください(例:留学中に学士課程を卒業し博士課程前期の課程に進学する場合)。

(2) 部局間協定校において、専門分野に関する教育を受け、また、その他の活動等を行うための十分な語学能力がある者

2. 語学要件

語学要件は、留学希望大学によって異なります。

学内募集において語学力の最低基準は定めませんが、協定校申請時には当該校が定める語学要件を満たしている必要があります。留学希望大学が定める語学要件をホームページ等で確認し、要件を満たしている、または、当該校が定める申請期限までに満たす見込みが非常に高いと考える機関を留学先として選んでください。協定校申請時に要件を満たしていない場合は当該校への申請は認めないため、留学先大学の希望順位を繰り上げることがあります。

また、履修希望科目の開講言語や、自身の留学期間中に開講されるかどうか也十分に確認してください。

協定校によっては語学要件を設けていない場合がありますが、語学力が低い、または、有効な語学能力試験のスコアを有さない場合等でも交換留学生を受け入れるという意味ではなく、本学の学内選考結果を信頼するという意味となります。学内選考では、スコアのほか、コミュニケーション力を含め総合的に英語運用力を判断します。

3. その他の条件

(1) 留学期間中の本学における在籍身分が「休学」とならないこと。

(2) 授業履修などのやむを得ない場合を除き、留学前オリエンテーション全 3 回に参加し、課題の全てを提出すること。

(3) 留学期間終了後、本学に戻り学業を継続すること（Ⅶ. その他（4）日本出発及び日本帰国日について）。

(4) 本学が定める海外旅行保険に加入すること（「Ⅴ. 留学経費等（4）海外旅行保険」参照）。

Ⅲ. 応募方法

応募書類の提出

(1) 応募書類

応募書類等	様式	備考
① 派遣交換留学生候補者調書	所定	記入例を確認のうえ作成すること。 ※成績評価係数算出表について、成績証明書に記載のない D 評価も含めて計算してください。
② 指導教員／担任等の推薦状	所定	指導教員／担任等の署名が必要。
② 学業成績証明書	—	大学院生は学部の成績証明書も提出すること。なお、他大学等の成績表を提出する場合は、当該大学の成績評価

		基準を示す資料も併せて提出すること。
④ 語学能力証明書の写し	—	申請時点で最新の TOEFL、IELTS、TOEIC 等のスコアシートを提出すること。
⑤ 派遣交換留学誓約書	所定	署名済みの誓約書のデータを提出し、原本を各自保管しておくこと。なお、保護者等は以下のとおりとすること。 日本人学生：成人した家族または親戚 留学生：成人した家族、親戚または指導教員

【様式ダウンロード】

上表中の所定様式は、工学研究科インターナショナルオフィスのウェブサイトからダウンロードし作成してください。

➤ <https://www.ied.eng.tohoku.ac.jp/>

【提出書類作成上の留意事項】

- ①についてはエクセルデータ、②～⑤については PDF 等のデータで提出すること。
- 作成すべき当事者本人が作成したものでないことが判明した場合は不合格とする。

(2) 応募書類提出方法

工学部・工学研究科内の所属学科・専攻の教務係に、データで提出すること。

(3) 応募書類提出期限

所属学科・専攻の教務係にて確認すること。

※ 各学科・専攻教務係から工学研究科インターナショナルオフィスに提出される期限は 2025 年 8 月 1 日（金）です。この日以前に各学科・専攻の教務係において提出期限が定められます。

IV. 選考・結果通知

(1) 一次選考：書類選考

(2) 二次選考：面接選考

一次選考後、二次選考の日時について工学研究科インターナショナルオフィスから応募学生にメールで連絡します。

※ 面接選考は対面で実施します。

【参考】各選考における評価のポイント

- ①留学の目的及び動機
- ②授業・研究活動及び学生生活に対する姿勢
- ③異文化適応能力
- ④問題解決力
- ⑤語学力及び学業成績

(3) 学内選考の結果通知

2025 年 9 月中旬（予定）に、工学部・工学研究科教務課から所属学科・専攻の教務係を通じてお知らせします。

V. 留学経費等

(1) 経費負担

留学に要する全ての経費（海外旅行保険代、往復渡航費、住居費等）は、留学生本人の自己負担とします。
留学先国・地域によっては日本よりも物価・生活費が高額となる場合がありますのでご留意ください。

(2) 授業料

部局間学術交流協定の授業料不徴収条項に基づき、原則、協定校からは授業料を徴収されません。（ただし、一部の大学については授業料又は申請費、参加費、施設使用料等が徴収される場合があります。）
留学中も本学の授業料は納付する必要があります。

(3) 奨学金

交換留学に際し申請可能な奨学金については、下記奨学金情報を参照してください。

➤ 奨学金情報： <https://www.ied.eng.tohoku.ac.jp/out-bound/scholarship>

(4) 海外旅行保険

交換留学生として派遣することが決定した場合、留学中の万一の事故・病気・ケガ等に対応するため、留学期間にかかる全ての海外滞在期間について「OSSMA Plus」への加入を必須とします。また、留学期間中、留学先大学等が加入を求める保険がある場合、OSSMA Plusと併せて加入する必要があります。なお、各加入の保険料は留学生本人の自己負担とします。

➤ OSSMA Plus： <https://www.ied.eng.tohoku.ac.jp/out-bound/program>

VI. 注意点

(1) 出願及び派遣に際して

- 本募集要項をよく読み、十分理解のうえ出願してください。
- 出願・渡航にあたり、留学に係る費用や派遣先国・地域の危険レベルならびに感染症レベルを含むリスク関連を理解し、保護者の承認を得てください。
- パスポート及びビザの申請・取得、航空券購入、保険加入を含む渡航に際し必要な手続きは学生の責任において行っていただきます。派遣先国・地域への入国および滞在に係る条件等について対応可能であることを確認したうえで出願・渡航してください。
- 派遣交換留学誓約書【提出書類⑤】をよく読み理解したうえで署名してください。
- 派遣が決まり次第、学生の責任において所定の期日までに本学に留学を届け出る必要があります。所属学科・専攻教務係に提出要領を確認してください。
- 円安の影響による留学に係る諸費用の高騰が報告されています。派遣先国・地域の情勢や物価・生活費等をよく調査し、奨学金を活用する等しながら留学経費を計算したうえで出願してください。

(2) 留学中に取得した単位の本学における認定について

本学の授業内容と留学先大学の授業内容に十分な互換性があると認められる場合、本学の科目の代わりに留学先大学が提供する科目を履修し単位を取得することで本学の当該科目に置き換えることができる可能性があります（単位の読み替え＝単位互換）。学年等により、本学の必修科目を留学先大学で履修しようと計画する場合は、次の点に留意してください。

- 本学と留学先大学の授業内容に互換性があると認められない場合、本学の科目の単位認定はされません。
- 留学先大学の事情により、学期直前・途中に突然、当該科目の開講が中止・中断となるケースがごく稀にあり、希望科目を必ずしも履修できず単位互換ができないことがあります。
- 授業内容の互換性については、所属学科・専攻の教務委員教員に事前に相談してください。
- 単位読み替えに係る事務手続きについては、所属学科・専攻の教務係に問い合わせてください。

(3) 合格の取り消し

本学の学内選考に合格しても、次の場合は派遣できません。

- ① 部局間協定校の入学許可が得られなかったとき
- ② 留学開始時期（留学先大学により異なる）に応募条件を満たしていないとき
- ③ 健康を害し留学が困難になったとき
- ④ 留学希望大学等の募集人員が減ったとき
- ⑤ 派遣交換留学誓約書【応募書類⑤】に記載された事項を守れないとき
- ⑥ 派遣交換留学に関する本学の指導に従わなかったとき
- ⑦ その他、本学工学部・工学研究科が留学を適当でないと認めるとき

(4) 不測の事態等による派遣の中止・中断

交換留学への参加を辞退する場合、「VI. 注意点（3）合格の取り消し」に該当する場合、または、テロ・自然災害、感染症・疫病の流行等の不測の事態が発生し大学の判断で派遣を中止・中断する場合は、理由を問わず、派遣前・中・後に発生した一切の費用（キャンセル料や、中断の場合の帰国旅費を含む）は参加学生個人が負担することとし、大学には請求できません。

(5) 感染症等への対応

世界各国における感染症の感染状況や社会情勢等により、大学が交換留学による海外渡航を許可する条件等に変更が生じる場合があります。また、交換留学による海外渡航に必要な手続きや提出書類が新たに生じる場合があります。

Ⅶ. その他

(1) 留学アドバイジング

部局間協定校情報、異文化適応、英語学習等、留学に関する様々な疑問や不安に、工学研究科インターナショナルオフィスの留学アドバイザー教員がお答えします。積極的にご活用ください。

➤ 予約フォーム：<https://www.ied.eng.tohoku.ac.jp/applications>

※ 留年の可能性や単位互換等の教務的な取り扱いは学科・専攻ごとに異なります。所属する学科・専攻の教務係及び留学/教務担当教員等に事前に必ず確認してください。

(2) 留学希望大学の選択

- 「派遣交換留学生候補者調書」【応募書類①】には、留学希望大学を最大第3希望まで記入が可能です。
- 第1～第3希望まで、いずれも各協定校申請時までに各協定校が定める申請要件を満たしている必要があります。
- 第1～第3希望の全てについて、HP等で履修可能な学部・研究科や専攻、開講授業（非英語圏の留学希望大学で英語での科目履修を希望する場合、英語により十分な数の授業科目が開講されているかの確認や開講時期等含む）、出願要件等を十分に調べた上で、できる限り志望動機に沿う大学を選択してください。なお、開講授業については、留学先大学の状況により希望の授業を受けられない場合があります。
- 学内選考では、希望上位の大学から順に審査を行い、「学内選考合格」となった場合は1校に対して申請することができます。
- 留学希望大学への申請後、当該大学からの入学許可（Letter of Acceptance 等）をもって、派遣留学生としての身分が決定します。

(3) 協定校又は国・地域における保険加入

協定校又は国・地域によっては、現地の保険への加入を義務付けている場合があります。その場合は、前項「Ⅴ. 留学

経費等（４）海外旅行保険」に記載のとおり、OSSMA Plus と併せて加入する必要があります。

（４）日本出発日及び日本帰国日について

日本出発日と日本帰国日については、原則として以下の日程とする必要があります。

日本出発日：留学開始学期の授業開始日の前日から数えて 10 日間以内の日付

日本帰国日：留学最終学期の授業終了日（期末テスト等の最終日）の翌日以後から 10 日間以内の日付

交換留学の期間を越えて海外に滞在する場合、その期間については交換留学生としての取り扱いとはなりません。交換留学に他の用務をつなげる計画がある場合、詳細について随時、工学研究科国際ナショナルオフィスに相談してください。